

# 令和6年度「宮崎ひなた暮らし移住相談会」開催業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和6年度「宮崎ひなた暮らし移住相談会」開催業務

## 2 事業概要

県外在住者で本県への移住を検討されている方々を対象に、宮崎の生活環境や市町村等の受入環境、さらには仕事や住まいなど個別の相談に対応する移住相談会等を開催し、本県への移住定住の促進を図ることを目的とする。

## 3 事業の実施体制等

### (1) 本事業統括責任者

本委託事業を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

### (2) 事業スタッフ

本委託事業を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

## 4 委託業務内容

### (1) 移住相談会開催会場の確保及び調整

東京都、大阪府、福岡県で各1回、計3回の開催を想定し、会場を確保すること。会場の確保に当たっては、参加者が会場まで移動する際の利便性を考慮するなど、より多くの参加者数が見込める会場を選定すること。

また、各会場との利用調整及び会場使用料の支払いを行うこと。(会場使用料は委託料に含まれる。)

### (2) 移住相談会の実施

① 東京都及び大阪府での開催に当たっては、移住に関する相談に対応するため、市町村等の相談窓口(ブース形式)37個(最大)が出展するものとし、移住相談実施スペース、受付票記入スペース、キッズスペース、アンケート記入スペースを必ず設置する。来場者は、各回150名程度を目標とする。来場者にとって分かりやすく、ブースを回りやすいように、会場レイアウトや装飾、企画等を工夫すること。

また、移住相談窓口の設置以外に、大学講師や先輩移住者等によるワークショップやセミナー等を開催し、本県への移住を効果的にPRできるプログラムを企画すること。

開催時間については、5時間程度(11時開始、16時終了等)を想定しているが、開催方法に適した時間とすること。

- ② 福岡県での開催に当たっては、基本的には市町村等の相談窓口（ブース形式）は設置せず、グループトークなどにより参加者が市町村移住担当者等（以下「担当者等」という。）及び参加者同士で交流できる形式とする。

担当者等から参加者に向けた地域PRトークや、担当者等と参加者とのグループトークをベースとして、カジュアルな雰囲気とし、気軽に参加できるイベントを規定すること。キッズスペースは必ず設置することとし、受付票及びアンケート記入スペースについては、参加者の自席でも可とする。

来場者は、50名程度を目標とし、本県への移住を効果的にPRできるプログラム及び会場レイアウトを企画すること。また、参加者全体での交流イベントの終了後に、参加者が市町村等と個別に相談できる時間を設けること。イベントには、大学講師や先輩移住者をゲストとして参加させることも可とする。

開催時間については、3時間程度（参加者全体での交流イベント2時間、個別相談時間1時間）を想定しているが、開催方法に適した時間とすること。

- ③ 日程、会場等

	東京都	大阪府	福岡県
日程	令和6年10月6日 (日)	令和6年11月～ 12月上旬頃	令和7年1月～ 2月頃
会場	東京交通会館12階 カトレアサロンA	提 案	提 案

※ 東京会場については既に県で手配しており、開催日程及び会場の変更はしない。

- (3) 広報・参加者募集業務

本相談会の周知を図るためのチラシやポスター等を作成するとともに、専用の特設サイトを開設し、決定した日程や開催方法等についての広報及び参加者の募集を行うこと。

広報に当たっては、集客により効果的な手法を検討することとし、最低でも2か月の募集期間を確保すること。

**(4) 開催準備業務**

参加希望者からの事前問い合わせ（開催日時、開催方法等）について電話、ファクシミリ、電子メール等にて対応する。

**(5) 開催対応業務**

開催当日もスムーズに運営できるよう、問い合わせ等に随時対応すること。

**(6) アンケートの実施**

移住相談会終了後、参加者に対しアンケートを実施し、とりまとめること。

**(7) 事業完了報告書の作成**

事業終了後、実施結果及びアンケート結果等を報告書として提出すること。

**(8) その他**

都市部のみでなく、中山間地域の小規模町村窓口にも相談者が集まるような仕組みについて提案し、実施すること。

**5 その他留意事項**

- (1) 成果品の引き渡し後1年の間に、成果品に瑕疵があった場合は、修正等必要な措置を無償で講ずること。
- (2) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区別して会計処理を行うこと。
- (3) 本委託業務に係る書類・領収書等は契約終了後5年間は保存すること。
- (4) 個人情報の取扱を適正に行うこと。
- (5) 本業務の受託者は、業務を実施するに当たり、県と十分な調整を行うこと。
- (6) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。